

報第 1 号

専決処分報告について

8月7日の暴風により破損した市営住宅や学校施設等の修繕に要する経費の執行が急を要するため、令和5年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和5年9月4日提出

三条市長 滝 沢 亮

# 専 決 処 分 書

## 令和 5 年度三条市一般会計補正予算

令和 5 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 26,200 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 48,735,170 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 5 年 8 月 18 日

三条市長 滝 沢 亮